

奈良県告示第七七〇号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年三月一日

奈良県知事 山 下 真



						区 分			
			市	大和郡山	田原本町	三宅町	川西町	山添村	区 域
						月 日	（曜日）		
四月二十四日	（水）	四月二十三日	（火）	四月十八日	（木）	四月十一日	（木）	四月十日	（水）
						四月九日	（火）	四月四日	（木）
						午前十時から	午後三時まで	時 間	
						在場所	運搬が困難なはかりの所	場 所	
						はかり	運搬が困難なはかりの所		

下北山村	川上村	東吉野村	吉野町	大淀町	下市町	天理市				
七月十日 (水)	七月九日 (火)	七月五日 (金)	七月一日 (月)	六月二十五日 (火)	六月十八日 (火)	六月七日 (金)	六月六日 (木)	六月五日 (水)	四月二十五日 (木)	

運搬が困難な ばかり以外の 特定計量器											
市	大和郡山				田原本町				山添村	黒滝村	上北山村
五月十三日（月）			四月十七日（水）		四月十六日（火）				四月五日（金）	七月十八日（木）	七月十一日（木）
午後一時から	午前十時から	午後一時から	午後三時まで	正午まで	午前十時から	午後一時から	午後三時まで	午後一時から	午前十時から 正午まで	午前十時から 正午まで	午前十時から 正午まで
午後三時まで	正午まで	午後一時から	午後三時まで	午前十時から	午後一時から	午後三時まで	午後一時から	午後三時まで	午後一時から 正午まで	午後一時から 正午まで	午後一時から 正午まで
南郡山町五二一九番地二）	大和郡山市立体育館（三 の丸会館）（大和郡山市	（磯城郡田原本町大字阪 手三三六番地一）	田原本町社会福祉協議会 （磯城郡田原本町大字阪 手三三六番地一）	田原本町社会福祉協議会 （磯城郡田原本町大字阪 手三三六番地一）					山添村ふるさとセンター （山辺郡山添村大字大西 一三六七番地）		

五月十四日（火）		午前十時から		大和郡山市立体育館（三の丸会館）（大和郡山市南郡山町五二九番地一）		正午まで		午後一時から		午後三時まで		午後三時まで	
六月十一日（水）		六月十一日（火）		五月十七日（金）		五月十六日（木）		午前十時から		午前十時から		午前十時から	
午後一時から	午後三時まで	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から
午後一時から	午後三時まで	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から	午前十時から	午後一時から
原城町六〇五番地		天理市役所（天理市川原城町六〇五番地）		天理市役所（天理市川原城町六〇五番地）		大和郡山市南部公民館（大和郡山市筒井町六〇〇番地四）		大和郡山市片桐支所（大和郡山市小泉町一〇番地一）		大和郡山市片桐支所（大和郡山市小泉町一〇番地一）		大和郡山市片桐支所（大和郡山市小泉町一〇番地一）	

吉野町	七月三日（水）	午前十時から 正午まで	旧吉野山ビジターセンタ ー（吉野郡吉野町大字 吉野山二一四三〇番地）
七月四日（木）	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	
午後一時から 午後三時まで	吉野町中央公民館（吉野 郡吉野町大字上市一三三 番地）		

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかつた特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。